

京都市下京区民まちづくり会議開催要綱（案）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都市下京区民まちづくり会議開催要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 区民と行政との協働により取り組む「下京区基本計画」の策定及び推進に向け、幅広い見地から意見を求めることを目的に、京都市下京区民まちづくり会議（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>（委員）</p> <p>第2条 会議に参加する委員は、別表に掲げる団体の構成員及び下京区長（以下「区長」という。）が適当と認める者のうちから、区長が依頼する。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第3条 会議に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員のうちから区長が指名し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。</p> <p>3 会長は、会議の進行を行う。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けるときはその職務を代理する。</p> <p>（名誉顧問、顧問）</p> <p>第4条 会議に名誉顧問及び顧問を置くことができる。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第5条 委員の任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。ただし、再任をすることができる。なお、任期途中で依頼する委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会議）</p> <p>第6条 会議は、区長が招集する。</p> <p>2 区長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又</p>	<p style="text-align: center;">京都市下京区民まちづくり会議開催要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 <u>区民と行政との協働により取り組む「下京区基本計画」の策定及び推進</u> <u>持続可能で活力に満ちた地域づくりの推進</u>に向け、幅広い見地から意見を求めることを目的に、京都市下京区民まちづくり会議（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>（委員）</p> <p>第2条 会議に参加する委員は、別表に掲げる団体の構成員及び下京区長（以下「区長」という。）が適当と認める者のうちから、区長が依頼する。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第3条 会議に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員のうちから区長が指名し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。</p> <p>3 会長は、会議の進行を行う。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けるときはその職務を代理する。</p> <p>（名誉顧問、顧問）</p> <p>第4条 会議に名誉顧問及び顧問を置くことができる。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第5条 委員の任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。ただし、再任をすることができる。なお、任期途中で依頼する委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会議）</p> <p>第6条 会議は、区長が招集する。</p> <p>2 区長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又</p>

は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 区長は、特定の事項に関する意見を求めるために部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員及び区長が適当と認める者のうちから、区長が依頼する。

3 部会は区長が招集する。

4 部会長は、部会の構成員のうちから区長が指名する。

5 部会長は、部会の進行を行う。

6 区長は、必要と認めるときは、部会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、下京区役所に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

(経過措置)

第5条第1項の規定に関わらず、平成26年度及び平成27年度の委員の任期は、就任の日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 区長は、特定の事項に関する意見を求めるために部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員及び区長が適当と認める者のうちから、区長が依頼する。

3 部会は区長が招集する。

4 部会長は、部会の構成員のうちから区長が指名する。

5 部会長は、部会の進行を行う。

6 区長は、必要と認めるときは、部会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、下京区役所に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定に関かかわらず、平成26年度及び平成27年度の委員の任期は、就任の日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。